

## フィデアUC法人カード会員規約の改定について

### 【改定変更条文】

#### 第7条 第3項

3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、~~お支払い月の前月末頃~~約定支払日に先立ち、法人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたのち20日以内に行ってください。この期間内に法人会員またはカード使用者から異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。

### 【改定追加条文】

#### 第9条 第2項

2. 法人会員が約定支払日に支払金額を支払わなかった場合には、当社と法人会員との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当社が公表する金額を法人会員は負担するものとし、法人会員は当社の請求に基づき、当該金額を第7条に定める方法により当社に対して支払うものとします。

2026年6月現在